令和７年４月１日

特別養護老人ホーム寿山荘「重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています。
（栃木県指定 第 0971200084 号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目　次〕

１．施設経営法人 2
２．ご利用施設 2
３．居室の概要 2
４．職員の配置状況 3
５．当施設が提供するサービスと利用料金 4
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） 11
７．残置物引取人 13
８．苦情の受付について 14
９．非常災害対策について 15
１０．虐待防止の為の措置について 15

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　京福会
（２）法人所在地　　栃木県那須塩原市住吉町 5-10
（３）電話番号　　0287－64－2511
（４）代表者氏名　　理事長　田畑　陽一郎
（５）設立年月　　昭和 55 年 12 月

２．ご利用施設

（１）事業所の種類　　指定介護老人福祉施設・平成 12 年 2 月 1 日指定
栃木県指定第 0971200084 号
（２）事業所の目的　　施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。
（３）事業所の名称　　特別養護老人ホーム 寿山荘
（４）事業所の所在地　栃木県那須塩原市住吉町 5-10
（５）電話番号　　0287－64－2511
（６）施設長（管理者）氏名　　渡邊　学
（７）当事業所の運営方針
人としての生命、人としての生活を尊重し、安全の中で安心して暮らせるよう配慮します。
（８）開設年月　　昭和 56 年 5 月 1 日
（９）営業日及び営業時間　年中無休　（受付時間　9：00～18：00）
（１０）入所定員　　50 人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1 人部屋）	なし	
2 人部屋	4 室	多床室
3 人部屋	2 室	多床室

4人部屋	9室	多床室
静養室	1室	
合　　計	16室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]上下肢用滑車重鐘運動器等
浴室	3室	機械浴槽、個別浴槽
医務室	1室	県より診療所としての許可済

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１．　施設長（管理者）	1名	1名
２．　医師	必要数	必要数
３．　生活相談員	1名以上	1名以上
４．　看護職員	2名以上	2名以上
５．　機能訓練指導員	1名以上	1名以上
６．　介護支援専門員	1名以上	1名以上
７．　介護職員	18名以上	18名以上
８．　管理栄養士	1名以上	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．　医師	毎週月曜日・木曜日　9：00～12：00
２．　介護職員	早番：　6：30　～　15：30 日勤：　8：00　～　19：30※ 遅番：　13：00　～　22：00 夜勤：　22：00　～　7：00
３．　看護職員	日中：　9：00　～　18：00
４．　機能訓練指導員	日中：　9：00　～　18：00

※介護職員の日勤はこの時間内で８時間勤務のシフトが数種類設定されています。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）当施設が提供する基準介護サービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常９割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 栄養管理

・　管理栄養士の配置
当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

③ 入浴

・　入浴又は清拭を週２回以上行います。
・　寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

・　排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

・　機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を

送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥　健康管理

・　医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦　その他自立への支援

・　寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・　生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・　清潔で快適な生活を送るため適切な整容が行なわれるよう援助します。
・　重度化対応
　24 時間看護職員による連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

<サービス利用料金>　（契約書第５条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1.　ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,890 円	要介護2 6,590 円	要介護3 7,320 円	要介護4 8020 円	要介護5 8710 円
2.　うち、介護保険から給付される金額	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
3.　サービス利用に係る自己負担額（1－2）	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4.　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 円/月				
5.　夜勤職員配置加算（Ⅰ）	22 円				
6.　日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36 円				
7.　栄養マネジメント強化加算	11 円				
8.　科学的介護推進体制加算	50 円/月				
9.介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	92 円	102 円	112 円	122 円	132 円
10. 居室に係る自己負担額	915 円				
11. 食事に係る自己負担額	1,500 円（朝 400 円、昼 550 円、夜 550 円）				
自己負担額合計	3,167 円	3,247 円	3,331 円	3,410 円	3,489 円

・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）
褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者ごとに多職種が共同して褥瘡のケア計画書を作成していること、計画に従った褥瘡管理とその記録を残していること、少なくとも 3 ヶ月に 1 回計画の見直しを行うことで算定することができます。また、褥瘡の発生状況により加算（Ⅱ）の 13 単位か、加算（Ⅰ）の 3 単位のどちらかを月 1 回算定致します。

・夜勤職員配置加算（Ⅰ）
介護福祉施設サービス費を算定しており、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員、又は看護職員の数に常勤換算方法で 1 を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置している場合、当該加算を算定致します。

・日常生活継続支援加算（Ⅰ）
直近 6 ヶ月又は 12 ヶ月の新規入所者の内、要介護 4・5 の方が 70%以上、または認知症のある方が 65%以上の場合、もしくは医療行為を必要とする方が 15%以上入所しており、直近 3 ヶ月間の職員体制において介護福祉士を 6：1 以上配置している場合に当該加算を算定致します。

・栄養マネジメント強化加算
管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入居者の栄養状態の改善、維持に努めた場合当該加算を算定致します。

・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
利用者様に係る情報データを 3 ヶ月目安に厚労省へ提出しフィードバックを受け、それらに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、ケアの質の向上の取り組みを評価する事で加算を算定致します。

その他加算
・療養食加算
医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合次の料金をお支払いいただきます。

1 食あたり　　6 円

・初期加算
入居した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として次の

料金をお支払いいただきます。30 日を越える病院等へ入院後に再度施設に入居した場合も、当該加算を算定致します。

1 日あたり　　30 円

・外泊時費用

短期入院（おおむね 6 日程度）又は外泊をされた場合、当該加算を算定致します。

1 日あたり　　246 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院（おおむね 6 日）又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金（外泊時費用）は、下記の通りとします。（契約書第 18 条、第 21 条参照）

1.　サービス利用料金	2,460 円
2.　うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3.　自己負担額（1－2）	246 円
4.　介護職員等定処遇改善加算（Ⅰ）	34 円
5.　居室に係る自己負担額(利用者負担 2-3 段階)	915（430）円
6.　自己負担額（3+4+5）	※1,195 円

※利用者負担段階 1 段階の方は、居室に係る自己負担額が 0 円となるため、自己負担額の総額は 246 円となります。

☆一定以上の所得のある利用者については、サービス利用時の負担割合が 2 割または 3 割になります。

（２）（１）以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。費用の支払いを受けるには、利用者又は家族に対して事前に文書にて説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとします。

<サービスの概要と利用料金>

①居住費（光熱水費）

ご契約者の光熱水費に対する費用となります。料金は利用者負担段階に応じて異なり、下記「居住費・食費の負担額」の通りとします。

②食費（食材料及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料及び調理に係る費用となります。食費については利用者負担段階に応じて異なり、居住費と同様に下記「居住費・食費の負担額」の通りとします。尚、1 日 1500 円の食費の内訳が朝食 400 円、昼食 550 円、夕食 550 円となっており、その中で実際に提供された分のみの請求となります。

☆居住費・食費の負担額は以下の通りとします。世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は負担限度額認定証に基づき、施設利用・居住費・食費の負担が軽減されます。

「居住費・食費の負担額」　〔単位：円〕（日額）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">区分</th><th>居住費</th><th rowspan="2">食費</th></tr>
<tr><th>多床室
（相部屋）</th></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護受給者</td><td rowspan="2">利用者負担段階 1</td><td rowspan="2">0</td><td rowspan="2">300</td></tr>
<tr><td rowspan="4">世帯全員が市町村民税非課税で</td><td>老齢福祉年金受給者</td></tr>
<tr><td>課税年金受給額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方</td><td>利用者負担段階 2</td><td>430</td><td>390</td></tr>
<tr><td>課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方</td><td>利用者負担段階 3 ①</td><td>430</td><td>650</td></tr>
<tr><td>課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方</td><td>利用者負担段階 3 ②</td><td>430</td><td>1360</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の方</td><td>利用者負担段階 4</td><td>915</td><td>1500</td></tr>
</table>

③特別な食事（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容

［理容・美容サービス］

理容・美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ）をご利用いただけます。（おおむね 3 ヶ月に 1 回）

利用料金：1 回あたり実費

⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

〇管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

〇お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

〇保管管理者：施設長

〇出納方法：　手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い預金の預入れ及び引出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

〇利用料金：1 日当たり　50 円

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　　10 円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・買い物代行サービス

〇利用者の代わりに買い物を代行するサービスです。

〇利用料金：1 回あたり 50 円（ただし 1 回の買い物が 2,000 円以上の場合 50 円増しとなります）

・電化製品持ち込み料

〇テレビやラジオ等の電化製品持ち込み料

〇持ち込み代金：1 日あたり 30 円

おむつ代は介護保険給付対象となりますのでご負担の必要はありません。

⑧ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
料金	5,730 円	6,410 円	7,120 円	7,800 円	8,470 円

※ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 5,730 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
　足利銀行黒磯支店　普通口座　3369783
　社会福祉法人京福会（シャカイフクシホウジンケイフクカイ）　特別養護老人ホーム寿山荘（トクベツヨウゴロウジンホームジュザンソウ）　施設長（シセツチョウ）　渡邊学（ワタナベマナブ）
ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
　ご利用できる金融機関：足利銀行、栃木銀行、ゆうちょ銀行等

（４）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	黒　磯　病　院
所在地・電話	栃木県那須塩原市高砂町 3-5　電話 0287-62-0961
診療科	内科・胃腸科・神経内科・外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	た　さ　き　歯　科
所在地・電話	栃木県那須塩原市黒磯幸町 5-21　電話 0287-60-1111

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 13 条参照）

①　要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第

16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合＊
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

＊契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 246 円）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

＜入院期間中の利用料金＞

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用（外泊時費用）の一部と居住費をご負担いただきます。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、実際に短期入所生活介護に提供した場合には、外泊時費用の一部および居住費をご負担いただく必要はありません。

＜入院期間中の衣類等の回収・洗濯・お届け＞

入院中の衣類等の準備・洗濯については、病院指定業者によるレンタル又はご契約者側での対応になります。

◇　看取り介護について

また医師が終末期であると判断した利用者に対して、看取りに関する指針に基づき医師・看護師・介護職員等が共同し、本人またはご家族の同意を得ながら看取り介護を行うことができます。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 ○居宅介護支援事業者の紹介 ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７．残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 20 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）山田　恵也
［職名］　介護支援専門員
○対応時間　毎週月曜日～金曜日
9：30～18：30
○受付時間　年中無休（24 時間受付可能です）

また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しています。

（２）医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会「苦情申出窓口」の設置

社会福祉法第８２条の規定により、本法人では医療法人社団京愛会と合同にて、入居者及びご家族からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

なお、本法人における苦情解決責任者、及び第三者委員は以下のとおりです。

１　苦情解決責任者　医療法人社団京愛会及び社会福祉法人京福会理事長（℡0287-62-0961）
寿山荘施設長（℡0287-64-2511）
黒磯病院院長（℡0287-62-0961）
ほのぼの園施設長（℡0287-98-3161）
ケアハウス福海施設長（℡0287-60-5201）
ケアタウン安暮里センター長（℡0287-73-2550）
グループホーム安暮里センター長（℡0287-73-2880）
よろずやセンター長（℡0287-60-3655）
グループホームほのぼのセンター長（℡0287-98-8355）
寿山荘那須施設長（℡0287-71-1707）
よろずや三島の杜センター長（℡0287-39-3399）
寿山荘ブランチさきたまセンター長（℡0287-60-0061）

２　第三者委員　評議員、弁護士
堀　克巳（℡0422-20-0154 ）
評議員
寺澤　信一（℡090-4025-7747）

（３）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市 高齢福祉課	所在地　栃木県那須塩原市共墾社 108-2 電話番号　0287-62-7113 受付時間　8：30～17：30
那須町	所在地　那須郡那須町大字寺子丙 3-13

保健福祉課	電話番号・0287-72-6910 受付時間　8：30～17：15
大田原市 高齢者幸福課	所在地　大田原市本町 1-4-1 電話番号・0287-23-8740 受付時間　8：30～17：15
国民健康保険 団体連合会	所在地　栃木県宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル内 電話番号　028-622-7242 受付時間　8：30～17：00
栃木県 運営適正化委員会	所在地　栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号　028-622-2941 受付時間　9：00～16：00

（４）相談・苦情に関する体制及びフロー図

※別紙にて添付

（５）第三者評価事業について

当施設では、第三者評価事業による評価は実施しておりません。

９．非常災害対策について

当施設では、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防訓練を作成させるとともに、毎年度定期的な避難及び救出訓練を実施しております。

１０．虐待防止のための措置について

当施設では、虐待の発生又はその再発を防止する為、次のとおり体制を整えております。

① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底する。
② 虐待防止の為の指針を整備する。
③ 担当職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。
④ ③に掲げる体制を適切に実施する為の担当者を置く。

（２）当施設では、サービス提供中に従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　寿山荘

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

契約代理人（選任した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　２階建て

（２）建物の延べ床面積　　2287.80 ㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成 12 年 1 月 31 日指定　栃木県 0971200084 号
定員 10 名

[居宅介護支援事業] 平成 11 年 12 月 1 日指定 栃木県 0971200035 号

[地域包括支援センター]平成 18 年 4 月 1 日 指定　栃木県 0901300103 号

（４）施設の周辺環境

街の中心部にあり生活する上でこの上ない環境であるとともに、周囲には那須連山、八溝山系を望め、自然環境にもめぐまれている。

全居室共南に面しており日当たり等も良好、なおかつ建物は生活道路から 50 メートルほどの位置にあり騒音はほとんど感じられない。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
３名の利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
１名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
２名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
１名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
１名の介護支援専門員を配置しています。

医　　師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
協力医療機関(黒磯病院)より医師が定期的に回診に来荘します。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第２条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③施設サービス計画は、6ヶ月（※要介護認定有効期間）に１回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

↓

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第８条、第９条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関

等にご契約者の心身等の情報を提供します。 また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、他の入所者の生活を脅かすと思われる物、動物（小鳥等を除く）等

（２）面会

面会時間　　10：00～17：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される方の持ち込み制限は禁止事項と同じです。

（３）外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して 7 泊、複数の月をまたがる場合には連続して 12 泊以内とさせていただきます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書　5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）禁煙

健康増進法に基づき、当施設は敷地内全面禁煙とさせていただきます。

・健康増進法の第 25 条の 2 では、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

【健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第六章　「受動喫煙防止」より】

６．損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

次ページに日中・夜間における病状の変化・事故による急変の際の連絡方法を明記する。